

中経 論壇

愛知県弁護士会
弁護士 中川 真吾

中川 真吾

企業同士の取引に関してトラブルとなった場合、最終的には裁判所での訴訟で解決することが一般的であり、紛争になったときの管轄裁判所を定めている契約書もよくあります。

少子高齢化に伴う国内市場の縮小傾向に対応するため、大企業のみならず中小企業でも海外進出することが珍しくなくなりました。ただ、海外企業と取引したものの、不幸にしてその取引に関してトラブルになった場合、どのような形でその紛争は解決すればいいのでしょうか。



仮に日本国内において国内企業同士の取引に関してトラブルとなった場合、最終的には裁判所での訴訟で解決することが一般的であり、紛争になったときの管轄裁判所を定めている契約書もよくあります。

事前に専門家と作り込みを

海外取引のトラブル解決手続き

国の裁判所での訴訟によって解決することもできます。しかし、外国の裁判所の中には、自国企業の保護のため外国企業に対して不正な判断をするおそれがあるところもあり、その外国の裁判所での訴訟を紛争解決手段として契約に定めることにも躊躇(ちゆうちゆう)を覚えます。

訴訟手続きのこのような問題点を回避するため、海外企業との契約において、紛争解決手続きとしてしばしば規定されるのが仲裁という手段です。仲裁とは、学識経験者や実務家などの民間人から中立的な仲裁委員を選ん

してもらい、その判断が裁判所での判決と同じ効力を持つという手続きです。多数の国が締結している仲裁に関する条約があり、その条約の加盟国はたとえ外国で行われた仲裁判断であっても加盟国の国内でも有効なものとして取り扱わなければならないとされています。そのため、中立的な仲裁手続きに基づいて下された仲裁判断により相手方企業の財産の差し押えまで可能となるのです。ただ、仲裁手続きも高額の費用がかかるなどのデメリットもあります。



経営理念の自明性

1と第2の命 経営理念の自明性

これまでファミリービジネスの経営理念について取り上げてきた。今回は、ファミリービジネスの経営理念調査から得られたデータをもとに、企業における経営理念の自明性を取り上げたい。わかりやすく言えば、企業において経営理念を当然、あるべきものと考えているのかと問うことである。

「あるべきもの」に近い

われわれは多くの場合、次のように想定しているのではないか。第1に、どの企業でもその企業の基本的な考え方や思いを表現する

ために、経営理念を掲げている。第2に、どの企業でもその経営理念を成文化し、従業員だけでなく社会に対して公表している。第3に、どの企業でも経営理念のもとに経営目標、行動指針、

経営方針が企業SRR報告書より現されている また有価証券年、発行して企業の経営経時的な変化

今回の調査 ステップで東証一部上場ファミリービジネスに、その中100社ずつ出した。さら証書報告書項目に、対抗だけでなく、経込まれるように、経営理念に類似現しているかした。経営理念の検討する上で告書を選んだ